

[別添]

1	24年報告、25年報告、27年報告及び28年報告の概要並びに所見一覧	・・・342
2	復旧・復興予算に関する検査報告掲記事項	
(1)	平成27年度決算検査報告の分	・・・350
ア	復旧・復興事業等に係る経費の算定が適切とは認められないなどのもの	・・・350
イ	復旧・復興事業等の執行等に当たり、会計経理や制度等について 是正改善や改善の要があると認められるなどのもの	・・・352
(2)	平成24年度から26年度までの検査報告の省庁等別件名一覧	・・・357

1 24年報告、25年報告、27年報告及び28年報告の概要並びに所見一覧

24年報告（第1回。平成24年10月）	25年報告（第2回。25年10月）
<p><b>【報告書の概要】</b></p> <p>① 人的被害、建物への被害、社会基盤施設や農林水産業等の被害はいずれも甚大であり、内閣府によればその被害額は、約16兆9000億円（ただし、東京電力福島第一原発の事故に伴う放射能汚染被害は含まれていない。）と推計されている。そして、国は、被災者の救援、救助等の被害応急対応を実施するとともに、復興基本法、特区法等の制定、復興基本方針の策定、復興庁の設置等を実施し、国の総力を挙げて復旧・復興に取り組んでいる。国は、これらの施策に必要な財源を確保するための特別措置として、復興財源確保法を施行するとともに、23年度補正予算により計14兆9354億余円を東日本大震災関係経費として財政措置した。</p> <p>② 復旧・復興事業の実施状況について、予算措置年度別の予算現額、支出済額等から執行状況をみると、23年度の予備費及び23年度補正予算の同年度における執行率は60.6%となっていて、これらを経費項目別にみると、全てが執行されている経費項目が多くある一方で、年度内に全て執行されないままその大半が翌年度に繰り越されている経費項目や執行率が20%程度と低くなっている経費項目も見受けられ、経費項目別の執行率が区々となっていた。また、特別会計における執行状況を反映した支出済額の予算現額に対する割合は54.2%であり、一般会計における執行率よりも低くなっていた。そして、このような執行状況の結果、全体の38.3%が翌年度に繰り越され、7.4%が不用となっていた。</p> <p>③ 特区法に基づく復興特別区域制度による各種計画の実施状況をみると、復興推進計画については、24年8月3日現在、20の復興推進計画における28分類の特例が認定され、復興整備計画については、同年8月10日現在、復興整備協議会を組織した28市町村のうち21市町村が公表していた。また、復興交付金事業計画については、同年7月までに復興庁は市町村から計3回の提出を受け、このうち第2回までの交付対象事業費6220億余円に対して5122億余円を交付可能額として82市町村に通知していた。そして、交付対象事業費6220億余円のうち、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業等の5事業が4528億余円を占めていた。</p>	<p><b>【報告書の概要】</b></p> <p>① 24年度において、国は、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として、復興特会を設置し、24年度当初予算3兆7753億余円、24年度補正予算1兆1952億余円をそれぞれ措置するとともに、財源については、それまでに確保されていた19兆円程度に加えて、日本郵政の株式の売却収入として見込まれる4兆円程度等を確保することにより、計25兆円程度を確保することとした。また、除染は直ちに取り組む必要のある喫緊の課題であることから、国は、23年8月26日に除染に関する緊急実施基本方針を策定するとともに、同年8月30日に放射性物質汚染対処特措法を公布し、計画的かつ抜本的に除染等を推進することとした。さらに、復興庁は、25年2月1日に、福島対応体制の抜本的な強化策として、福島復興再生総局を福島現地に設置するとともに、関係省庁の諸施策を総括し総合的かつ強力に推進する福島復興再生総括本部を設置した。</p> <p>② 復旧・復興事業の実施状況は、24年度末の執行率が77.2%、繰越率が11.0%、不用率が11.6%となっていた。復興関連基金事業90事業に対する国庫補助金等交付額は計2兆8674億余円、24年度末における取崩額は計8244億余円であり、基金事業執行率は平均で28.7%となっていた。また、90事業のうち基金事業執行率が10%未満となっているものが40事業あった。そして、3基金の10事業に係る564億余円を基金団体から返還させて、これを国庫に返還していた。23、24両年度の復興事業1,401件について、「基本的な考え方」に基づき被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策に関する事業等（以下「復興直結事業」という。）に分類するなどしたところ、復興直結事業912件、その他事業326件等となっていた。</p> <p>③ 特区法に基づく各種計画の実施状況等をみると、復興推進計画66件に記載されている特例は、特区法等において規定されている21の特例のうち14の特例であり、特定被災自治体が作成して認定を受けた復興推進計画に記載された特例数は延べ75件、これらの特例の対象区域とされた市町村数は延べ817市町村となっていた。また、復興庁が計6回にわたって通知した復興交付金の交付可能額は、23年度2510億余円、24年度計1兆3191億余円、25年度527億余円、合計1兆6228億余円と多額に上っていた。</p>

27年報告（第3回。27年3月）	28年報告（第4回。28年4月）
<p><b>【報告書の概要】</b></p> <p>① 被害額の推計について、内閣府は、被害額を約16.9兆円としていた。その推計方法は、再調達価格で算出しているものと減価償却後の価格によるものとが混在していた。また、被害額に推計の対象とならないものなどを一部含めていたり、被害額に反映していなかったりしていたものが見受けられた。</p> <p>② 復旧・復興事業の実施について、23年度補正予算、24年度予算及び25年度予算の執行状況をみると、予算現額の計は25兆1009億余円に対して、支出済額の計は20兆1211億余円（執行率80.1%）、繰越額の計は1兆9604億余円（繰越率7.8%）、不用額の計は3兆0192億余円（不用率12.0%）となっていた。</p> <p>東北3県及び管内の市町村に23年度から25年度までに交付等された国庫補助金等は計8兆1780億余円となっていて、補助事業等、復興交付金事業及び復興関連基金事業に係る交付額並びに震災復興特別交付税の交付額が、上記の8兆1780億余円に占める割合は、補助事業等が31.7%、復興交付金事業が24.0%、復興関連基金事業が21.8%、震災復興特別交付税20.3%等となっていた。</p> <p>これらのうち、復興関連基金事業18基金62事業の25年度末における執行状況をみると、基金事業執行率が100%となっている事業がある一方、1.1%となっている事業があるなど、事業により大きな差が見受けられた。</p> <p>また、復興交付金による市街地・居住地復興のための事業の実施状況等においては、住まいの復興に係る4事業を実施している地区延べ1,004地区、整備計画戸数計45,021戸のうち、集中復興期間の終了年度である27年度末までの整備計画戸数は28,324戸（62.9%）となっており、残りの16,697戸（37.0%）は、集中復興期間終了後の28年度以降に完了する見込みなどとなっていた。</p> <p>③ 東北3県における復興特別区域制度の活用状況をみると、復興推進計画では、26年9月末までに、管内の市町村において作成された計96計画で14の特例の適用を受けることができるようになっていた。復興整備計画では、26年9月末までに、管内の市町村が県と共同して同計画を作成していて、特区法に規定されている14の復興整備事業のうち6事業を記載し、各種の特例を受けることができるようになっていた。復興交付金事業計画では、管内の79市町村が復興交付金事業計画を作成して、復興庁に提出していた。</p>	<p><b>【報告書の概要】</b></p> <p>① 復興・復旧予算の執行等の状況について、23年度から26年度までの予算現額計29兆3946億余円の26年度末現在における執行状況は、支出済額23兆9132億余円、繰越額1兆5352億余円、不用額3兆9461億余円であり、累計執行率81.3%、繰越率5.2%、不用率13.4%となっていた。このうち26年度予算の執行率は57.2%にとどまり、繰越率は28.6%、不用率は14.1%となっていた。</p> <p>② 国から財政支援等を受けて地方公共団体等が実施する復旧・復興事業の状況について、復興交付金事業（基金型事業）では、23年度から26年度までの4か年度の実施計画分に係る交付額2兆0412億余円、基金事業執行率48.5%、取崩未済額1兆0509億余円であり、そのうち効果促進事業（一括配分）については、26年度末現在、交付額計1448億余円のうち549億余円の復興交付金の事業内容が未定であった。復興関連基金事業では、23年度から26年度までに設置造成等された112事業の交付額3兆8167億余円、取崩額1兆9674億余円、保有している国庫補助金等相当額1兆6870億余円、基金事業執行率は51.5%であった。各基金団体からの国庫返納額（27年8月末現在）は48事業、2731億余円となっていた。1事業で残余額を復興・復興事業以外の区分に配分変更している事態が見受けられた。</p> <p>③ 沿岸6県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉各県）における復興・復興事業の実施状況について、復興交付金事業では、当初計画において26年度末以前に完了する予定であった、被災した地域の復興地域づくりに不可欠な基盤を整備する基幹事業511事業のうち集中復興期間終了後の28年度以降に完了予定の事業は27.3%を占めていた。また、復興関連基金事業70事業を終了年度別にみると、26年度末現在、終了年度を28年度以降又は終了年度未定としている27事業のうち21事業は「原子力災害等への対応」となっていた。</p>

24年報告（第1回。平成24年10月）	25年報告（第2回。25年10月）
<p>④ 58市町村の復旧・復興事業等の実施状況を検査した結果、各市町村の事業執行率は市町村によって大きな差が見受けられた。また、これらの市町村では、復旧・復興事業の実施に当たる職員に大きな事務負担が生じており、アンケートにおいて、復興事業の増加に伴う各種業務に対応するための人的支援やそのための体制整備を要望していた。</p>	<p>④ 復興事業の実施状況については、8道県及び100市町村に交付決定された23、24両年度の国庫補助金等は計7540億余円となっていた。8道県に対する復興関連基金事業に係る国庫補助金等交付額は、14基金で計1270億余円となっており、24年度末の基金事業執行率は平均で42.4%となっていた。</p> <p>復興交付金基金による基幹事業の進捗状況については、4県及び26市町村における復興交付金基金による基幹事業の件数は146件となっており、このうち、23、24両年度分の復興交付金に係る事業は102件となっていた。これらの進捗状況をみると、おおむね工程表どおりに進捗している事業がある一方、完了時期を7か月以上延長している事業や、完了時期が未定となっている事業も見受けられた。</p> <p>また、8道県及び100市町村に対する23年度補正予算により措置された補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額は計2202億余円となっており、24年度末までの補助事業執行率は92.4%となっていた。また、24年度予算により措置された補助事業等に係る国庫補助金等交付決定額518億余円のうち252億余円が25年度に繰り越されていた。</p> <p>⑤ 原子力災害関係の経費項目別の予算現額は、23、24両年度計1兆5128億余円であり、23年度補正予算の24年度末までの累計の執行率は79.8%、24年度予算の24年度末における執行率は38.7%となっていた。また、放射性物質に汚染された廃棄物の処理、特措法3事業の執行状況をみると、23年度補正予算では、23年度末における執行率が59.9%、24年度までの累計の執行率が67.5%となっており、24年度予算では、24年度末における執行率が37.0%となっていた。</p>

27年報告（第3回。27年3月）	28年報告（第4回。28年4月）
<p>④ 復興関連基金事業において、区分して経理していない又は全額が国庫に返納された事業を除いた計102事業の国庫補助金等交付額は計3兆4013億余円で、基金事業執行率は40.5%となっていた。このうち、東北3県では、同種の復興事業等により代替可能であったことなどにより基金事業の執行が低調となっているものなどが見受けられた。東北3県を除く17都県では、事業の対象となる被災者がほとんどいないことなどのため今後の実施が見込めないものなどが見受けられた。</p> <p>⑤ 東京電力の福島第一原発の事故による原子力災害からの復興再生において、25年度に実施された原子力災害関係の事業に係る予算現額は計1兆1629億余円であり、放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染土壌等の除染等について、除染特別地域の進捗状況を見ると、26年9月末現在、田村市、双葉郡楡葉、大熊両町及び川内村は、帰還困難区域を除き終了しているが、その他の市町村は当初の目標から遅れるなどしていた。また、福島県等8県管内で除染実施計画を策定している市町村における進捗状況を見ると、26年9月末現在、福島県管内の市町村では完了したものはなく、その他の7県管内の市町村のうち、現在も事業を実施しているのは一部となっていた。</p> <p>長期避難者生活拠点形成事業について、福島県は、長期避難者のための災害公営住宅の整備計画における全体戸数4,890戸のうちおおむね3,700戸について27年度までの入居を目指すとしていたが、26年9月末現在、27年度末までの完成予定は1,170戸（入居開始23戸を含む。）となっていた。</p> <p>⑥ 復旧・復興事業の財源の確保等の状況について、各年度の収納済歳入額等を見ると、23年度は、復興公債金、歳出予算の既定経費の減額等により計14兆4733億余円、24年度は、復興公債金、一般会計より受入等により計5兆0222億余円、25年度は、一般会計より受入、前年度剰余金受入、復興特別法人税等により計6兆7703億余円となっていた。そして、23年度から25年度までの復興債の年度末現在額は、23年度末現在額11兆2574億余円、24年度末現在額11兆0437億余円、25年度末現在額9兆0135億余円となっていた。</p>	<p>④ 復旧・復興事業の成果の状況について、ハード施策である海岸保全施設では、事業が計画されている28市町512海岸のうち26年度末までの完成施設数は52海岸（完成率10.1%）、計画事業費9398億余円のうち支出済事業費1427億余円（事業費進捗率15.1%）となっていた。また、復旧・復興事業が実施されている419海岸について、地域海岸内堤防高を基に海岸の機能の多様性への配慮等を総合的に考慮して設定した高さで整備する防潮堤の復旧後堤防高と、設計津波水位を前提に設定された地域海岸内堤防高とを比較してみると、復旧後堤防高が地域海岸内堤防高よりも低いものが130海岸となっており、その理由は、湾の形状を考慮した津波シミュレーション等の結果によるものが49海岸、海岸背後地に重要な保全対象がないことによるものが29海岸、農地海岸の防潮堤で背後地にある農地等の浸食防止を主な目的としていることによるものが23海岸、復旧後堤防高を低くして欲しい旨の住民等からの要望を受けた県及び市町と当該住民等との協議等の結果によるものが15海岸等となっていた。</p> <p>一方、ソフト施策である津波避難計画の策定状況では、14市町が策定しておらず、このうち11市町が防潮堤の完了予定年度を28年度以降としていて、頻度の高い津波に対する防御が十分ではない市町においても今なお津波避難計画が策定されていなかった。また、津波ハザードマップの作成状況については、浸水した地域が少なかったこと、まちづくりに関する事業を実施中であるため市街地等が形成される範囲と津波により浸水する範囲を合わせて図示することが現状では困難であることなどを理由として7市町が作成していなかった。</p> <p>⑤ 原子力災害からの復興再生について、除染等の措置の実施状況を、宅地、農地、森林(生活圏)、道路の除染対象別にみると、27年9月末現在、除染特別地域については、ほとんど又は全ての除染対象の進捗率が50%に満たない市町村があり、また、汚染状況重点調査地域については、福島県内の県北、会津両地域を除いた各地域では50%以下の除染対象も見受けられた。福島県内における除去土壌等の保管状況を見ると、除染特別地域の仮置場等の箇所数及び保管量は247か所、約459万㎡、汚染状況重点調査地域の保管箇所数及び保管量は114,536か所、約455万㎡となっていた。汚染状況重点調査地域においては、住宅等の敷地内において保管袋等に入れるなどして地上又は地下で保管している箇所が96.3%と大半を占め、住宅、学校等の施設における保管量は29.8%となっていて、地元住民の生活にも少なからず負担を与えている。</p> <p>また、特措法3事業のうち、農林水産省が実施した国有林における放射性物質に汚染された土壌等の除染に係る事業費2億余円について、農林水産省は、求償を行うための体制や具体的な手法等を定めておらず、東京電力に対して求償を行っていない。</p>

24年報告（第1回。平成24年10月）	25年報告（第2回。25年10月）
<p><b>【所見】</b></p> <p>国は、復旧・復興に当たり、被災地の地方公共団体に対して、既存の制度にとらわれない行政手続の簡素化や財政面及び人材面からの支援を実施し、被災地の地方公共団体が行う復興の取組を総力を挙げて支援することとしている。そして、この復旧・復興は、被災地の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる施策の推進により実施されるべきとされていることから、復興の成果は、国民全体が感じ取れるものとするともに、将来の世代にわたって誇ることができるものにする必要がある。</p> <p>会計検査院は、今回、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を実施した。国及び地方公共団体は、現在全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、復旧・復興のための施策は、総合的かつ中長期的な視点を有し、被災地に暮らす国民の声やその迅速性にも配慮して実施することが不可欠であり、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即したものとなるよう、今後、以下の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。</p> <p>(1) 被災した地方公共団体の意向や要望、取り組んでいる復興施策等を踏まえた経費の配分や事業費の積算を行うこと</p> <p>(2) 東日本大震災復旧・復興関係経費の執行に当たっては、計画に基づき円滑かつ迅速に事業が実施されるよう、関係行政機関等が実施する事業の進捗状況を的確に把握するとともに、施策の実施の推進及び総合調整を行いつつ、関係行政機関等との連絡調整を速やかに行うなどして、適切、有効かつ効率的な執行に努めること</p>	<p><b>【所見】</b></p> <p>会計検査院は、24年次に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を行った。国及び地方公共団体は、現在全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、東日本大震災から2年半以上を経過した今もなお、多くの住民は仮設住宅での不自由で困難な生活を余儀なくされており、地方公共団体は膨大な復旧・復興事業に取り組んでいる。特に、原子力災害からの復興再生については長期にわたることが予想されていて、地方公共団体は除染や健康管理等の事業を執行する一方、風評被害に苦しめられているなど、被災地の社会経済の再生や生活の再建に向けた課題は数多く、これらを解決するには多くの困難がある。</p> <p>このため、復旧・復興のための施策は、被災地に暮らす国民の声に配慮して迅速に実施することが不可欠であり、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が、基本理念に即して、更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。</p> <p>ア 国は、東日本大震災復旧・復興事業の実施に当たっては、多数かつ多額の事業が実施されている一方、多額の事業費が翌年度に繰り越されていることから、事業の実施計画や規模等は適切かなどについての的確に検討するとともに、事業実施の障害となっている事項について不断に検証して、必要に応じて見直すこと。また、国は、復興事業が有効かつ効率的に実施されるよう優先度等も考慮するなどして予算の配分や人的・技術的支援を行うとともに、事業が適切に実施されているかなどについて確認して、不適切な事態や障害となっている事項については、既存の制度の見直しも含めて迅速な措置を講ずるなどして、被災地の復興が円滑かつ迅速に実施されるよう努めること</p>

27年報告（第3回。27年3月）	28年報告（第4回。28年4月）
<p><b>【所見】</b></p> <p>会計検査院は、24年次及び25年次に引き続き、東日本大震災からの復旧・復興に対する事業について検査を実施した。</p> <p>国及び地方公共団体は、引き続き全力を挙げて復旧・復興に取り組んでいるところであるが、東日本大震災発生後3年11か月を経過した今もなお、数多くの住民は応急仮設住宅や避難先での不自由で困難な生活を余儀なくされており、被災地の社会経済の再生や生活の再建には復旧・復興事業の進捗の遅れや地域の人口減少等、数多くの課題があり、これらを解決するには多くの困難がある。</p> <p>このため、復旧・復興のための施策は、被災地に暮らす住民の声に配慮して迅速かつ円滑に実施する必要がある、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即し、更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。</p> <p>ア 復旧・復興事業の実施については、進捗している事業が多くある一方、事業完了までに時間を要しているものが多く見受けられることから、国は、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から復興需要が高まる期間として位置付けた27年度末までの集中復興期間において、国庫補助事業等の各種復旧・復興事業が東北3県等の地方公共団体において円滑かつ迅速に実施できるよう、事業の実施状況や復興の進捗に課題となっている事項を把握するとともに、集中復興期間後も被災地の復旧・復興を図るため引き続き支援し、被災者の生活の再建が迅速に行われるよう努めること</p>	<p><b>【所見】</b></p> <p>東日本大震災からの復旧・復興については、復興基本方針等で定めた5年間の集中復興期間に続き、28年度から5年間の復興・創生期間を迎えたところである。国及び地方公共団体は、これまで全力を挙げて復旧・復興に取り組んできており、事業の進捗とともにその成果も見受けられるようになってきたところである。一方、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護する津波対策についてみると、防潮堤の大部分は完成しておらず、津波避難計画の策定や津波ハザードマップの作成がなされていない市町があるなどの状況が一部において見受けられた。また、災害公営住宅や宅地の供給はまだ計画の半分に満たない状態であり、多くの避難者が応急仮設住宅等の生活を続けている。さらに、福島県の避難指示区域等については、復旧・復興の完了までには今後なお相当の時間を要する状況となっている。</p> <p>復旧・復興事業については、27年度以降も多くの事業が一刻も早い完了を目指して実施されているところであり、また、復興・創生期間と位置付けられた28年度からの5年間は、被災自治体においても一定の負担を行うものとされた上で、被災地の自立につながり地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指すこととなっている。</p> <p>については、復興庁及び関係府省等は連携して、国及び地方公共団体が行う施策が基本理念に即して更なる復旧・復興の進展につながるよう、今後、次の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要がある。</p> <p>ア 復旧・復興事業については、今後更に3.2兆円の新規財源を要するとされたところであり、各種事業が有効かつ効率的に実施されるように努めること</p>

24年報告（第1回。平成24年10月）	25年報告（第2回。25年10月）
<p>(3) 復興特別区域制度の運用に当たっては、各被災地域の被害及び復興の実情に応じて柔軟に対応するとともに、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、復興推進計画の特例や復興交付金事業を活用した取組等について把握した上で、情報提供、助言その他必要な協力をを行い、地方公共団体の迅速かつ着実な復興の支援に努めること</p> <p>(4) 被災地の地方公共団体等は、限られた人員で震災前と比較して膨大な事業を実施して復旧・復興に取り組んでいることから、その復旧・復興事業の人的な実施体制及び制度の運用状況について現状を把握して、必要な支援に努めること</p>	<p>イ 復興特別区域制度の各種計画の作成状況や各種特例の活用状況を把握して、地方公共団体が必要としている制度について十分な意見交換をした上で、情報提供、助言その他必要な協力をを行い、地方公共団体の迅速かつ着実な支援に努めること</p> <p>ウ 基金事業、復興交付金事業等が、復興に寄与され適切かつ効率的な執行や資金の有効活用が図られるよう、実施状況等の把握と必要な支援に努めること</p> <p>エ 原子力災害からの復興再生については、長期的視点から、被災者等に対する支援や除染等の実施、産業振興・雇用対策等に関して、被災した地方公共団体の意向や要望等を踏まえるなどして、必要な支援に努めること</p>

27年報告（第3回。27年3月）	28年報告（第4回。28年4月）
<p>イ 東北3県及び管内の市町村では、多数多額の市街地・居住地復興のための事業を実施するなどしていることから、国は、復興特別区域制度がより一層活用されるよう、また、復興交付金等により実施する各種事業が加速化されるよう、引き続き、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、情報提供、助言その他必要な協力を行い、迅速かつ着実な復興の支援に努めること</p>	<p>イ 復興交付金については、復興庁が新たに定めた対応等に基づき使用見込みのない額の返還の促進を図るとともに、効果促進事業（一括配分）の効果的な活用に向けた支援を行い、機動的な事業の実施についても十分に配慮しつつ、各特定被災自治体における事業内容の決定状況等を踏まえた復興交付金の交付時期や規模等について検討を行っていくこと。復興関連基金事業の基金残額については、その規模が適切か検証し、復旧・復興事業への使用が見込めなくなった場合、残余额等については速やかに国庫への返納を要請すること</p>
<p>ウ 復興関連基金事業において、国は、今後も基金団体と十分連携し、適切かつ有効に事業が実施されるよう努めるとともに、基金の執行や基金規模は適切かなどの検証を行い、基金団体に今後の使用が見込めない余剰金等が生じている場合には、これを国庫に返納することを要請するなど、資金を適切かつ有効に活用するよう努めること</p>	<p>ウ 国庫補助金等を交付して実施している事業において、特に公共施設等の整備については、国は、特定被災自治体の意向や要望を十分に把握して、情報提供、助言その他着実な執行に向けた支援を行っていくこと。そして、今後の事業期間の設定において、被災者の生活再建の見通しなどに与える影響にも十分に配慮して、これまでの実績を十分に反映するなどした的確なものとなるような方策について検討すること</p> <p>また、復興関連基金事業において、特に福島県内における「原子力災害等への対応」は事業の今後の見通しが立てにくい中で、更に継続していくことが見込まれるが、国は、福島県等と十分連携して、適切な基金の執行管理を行うよう努めること</p>
<p>エ 原子力災害からの復興再生について、国は、引き続き除染等の事業の早期の完了を目指すとともに、現在も多くの住民が避難生活を送っている福島県については、住民の意向を踏まえるなどして、長期避難者支援等の事業の円滑かつ迅速な実施に努めること</p>	<p>エ 復旧・復興事業の実施に当たっては、復興等に向けた支援を的確に実施して、事業の成果を発現させていくよう努めること。特に、津波防災に係る復旧・復興事業については、復興基本方針においても被災しても人命が失われないことを最重視するとされていることなどを踏まえて、防潮堤の整備等を着実に実施していくとともに、住民等の適切な避難を確保するための施策についても早期の実施が図られるよう、技術的な助言等も含めて必要な支援を行っていくこと</p>
<p>オ 復旧・復興事業は、今後とも多額の経費が見込まれることから、国は、各種事業が有効かつ効率的に実施されるよう努めるとともに、復興財源が復興特別税等により確保されていることなどから、引き続き国民負担の増大を抑制しつつ、必要な財源の確保に努めること</p>	<p>オ 原子力災害からの復興再生については、国は、除染等の措置をより進捗させるために、除去土壌等の保管場所である中間貯蔵施設等の整備の促進に努めること</p>

## 2 復旧・復興予算に関する検査報告掲記事項

### (1) 平成27年度決算検査報告の分

会計検査院が平成28年次に検査を実施した結果、平成27年度決算検査報告に掲記した事項等のうち、東日本大震災関係経費に係る事項は次のとおりである。

(平成27年度決算検査報告参照ページ)

#### ア 復旧・復興事業等に係る経費の算定が適切とは認められないなどのもの

##### ① 学校施設環境改善交付金が過大に交付されていたもの（文部科学省）

学校施設環境改善交付金の交付額の算定に当たり、配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定するなどしたり、前年度の事業の交付対象工事費に既に計上していた工事費を当年度の事業の交付対象工事に重複して計上するなどしたり、適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定したりなどしていたため、交付金が過大に交付されていた。（過大に交付されていた交付額約2億7380万円のうち、東日本大震災関係経費は約8970万円） (151ページ)

##### ② 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）が過大に交付されていたもの（文部科学省）

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の経理において、幼稚園以外の事業で使用する部屋等の面積の一部を園舎の面積に含めたり、幼稚園以外の事業と共同で使用するなどしている部屋等の面積を適切に案分することなく園舎の面積としたりして補助対象経費を算定していたため、補助金約490万円が過大に交付されていた。 (155ページ)

##### ③ 緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの（厚生労働省）

緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した委託事業等において、受託者等が、基金事業の対象とならない経費を計上したり、新規雇用者に係る人件費の算出を誤ったりなどして基金が補助の目的外に使用されていた。（東日本大震災関係経費を含む約1億4730万円） (243ページ)

##### ④ 東日本大震災農業生産対策交付金事業の交付対象事業費に、交付の対象とならない経費を含めていたもの（農林水産省）

岩手ふるさと農業協同組合は、東日本大震災農業生産対策交付金事業において、農産物処理加工施設を整備したとして交付金の交付を受けていたが、交付の対象とならない作業台、机等の汎用性のある事務用機器等に係る購入費を交付対象事業費に含めていたため、これら

に係る交付金相当額約360万円が過大に交付されていた。(328ページ)

- ⑤ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により造成した基金を用いた事業の実施に当たり、基金補助事業の対象とならない経費を含めていたり、基金補助事業の対象事業費を過大に精算していたりしていたもの(経済産業省)

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により造成した基金を用いた事業の実施において、e-フレッシュ株式会社及び株式会社舞台ファームは、交付決定より前に工事請負契約が締結され着工された工場建屋に係る建物取得費を基金補助対象事業費に含めていた。このため、取り崩された基金(約8450万円)の使用が適切でなかった。(412ページ)

- ⑥ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により造成した基金を用いた事業の実施に当たり、基金補助事業の対象とならない経費を含めていたり、基金補助事業の対象事業費を過大に精算していたりしていたもの(経済産業省)

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金により造成した基金を用いた事業の実施において、株式会社川崎溶缶は、基金補助事業により実施した建物及び設備の取得等について、虚偽の領収書等を取引業者等に作成させて基金補助対象事業費を水増しするなどしていた。このため、取り崩された基金(約320万円)の使用が適切でなかった。(413ページ)

- ⑦ 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費を過大に精算していたもの(経済産業省)

丸高商事株式会社は、補助対象事業費の算定に当たり、共用の外構工事等に係る費用負担として受領していて自ら負担しないことになる金額を事業費から差し引いていなかったり、復旧した施設の面積に占める補助の対象となる部分の面積の割合を過大に算出していたりしたため、国庫補助金相当額約8540万円が過大に精算されていた。(415ページ)

- ⑧ 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費に、補助の対象とならない経費を含めていたもの(経済産業省)

高橋工業株式会社は、東日本大震災における津波により水没して使用できなくなったとして取り替えたバックホウの数量を2台としていたが、実際に水没して使用できなくなったバックホウは1台であったため、バックホウ2台のうち1台は東日本大震災により滅失した設備を復旧したものではないことから補助の対象とならず、これに係る国庫補助金相当額約200万円が過大に交付されていた。(421ページ)

- ⑨ 東日本大震災復興特別会計に返納させるべき預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金について使用する見込みのない額を一般会計に誤って返納させていて、会計法令に違反していたもの(国土交通省)

国土交通省は、平成23年度一般会計補正予算(第3号)に復興費用として計上されて、23

年度内に交付されるなどした交付金により設置された預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金について、使用する見込みのない額83億8631万円を特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第15号）の規定に基づき、東日本大震災復興特別会計に返納させるべきであったところ、誤って一般会計に返納させていた。（427ページ）

- ⑩ 交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの（国土交通省）

陸前高田市においては、東日本大震災復興交付金事業における市街地復興効果促進事業の交付対象事業費の算定に当たり、算定の対象とならない他の事業主体が実施する事業の事業費を含めて交付対象事業費を算定していたため、東日本大震災復興交付金が約8540万円過大に交付されていた。（452ページ）

- ⑪ 中間貯蔵施設予定地内におけるスクリーニング施設等の築造工事の実施に当たり、柱脚部の施工が設計と相違していて、工事の目的を達していなかったもの（環境省）

中間貯蔵施設予定地内におけるスクリーニング施設及び洗車施設（工事費約5610万円）の築造工事の実施に当たり、柱脚部におけるリブ材の接合について、溶接を粗雑に行っていて、施工が設計と相違していたため、工事の目的を達していなかった。（539ページ）

- ⑫ 火薬庫の周囲の土堤の改修を行う工事の実施に当たり、設計が適切でなかったため、土堤の機能が確保されておらず、工事の目的を達していなかったもの（防衛省）

近畿中部防衛局は、煙火火薬庫の周囲の土堤の改修を行う工事の実施に当たり、土堤の法面勾配が盛土工指針に基づく標準法面勾配の適用範囲内に収まっていないのに、盛土等の安定性の照査並びに標準的な排水工及び法面の安定性を図るための法面保護工等の設計を行っていなかったため、土堤（東日本大震災関係経費約1560万円）の機能が確保されていなかった。（567ページ）

イ 復旧・復興事業等の執行等に当たり、会計経理や制度等については是正改善や改善の要があると認められるなどのもの

- ① 学校施設環境改善交付金等における学校給食施設事業に係る交付額の算定について（文部科学省）

文部科学省は、地方公共団体が学校給食施設を整備する際に、学校施設環境改善交付金等（以下「交付金」という。）を交付している。文部科学省は、給食の提供を受ける児童等の数に応じて基準面積を定めており、これを超える延べ床面積の学校給食施設を建築する場合、基準面積を超える面積（以下「超過面積」という。）分の建築工事費を事業全体の建築工事

費から除外する必要がある。しかし、超過面積分の建築工事費を除外することなく施設全体の建築工事費を交付対象建築費とするなどしたため、交付金が過大に算定されている事態が見受けられた。したがって、文部科学省において、事業主体等に対して、改めて実績報告及び額の確定を行わせ、過大となった交付金の返還を求めるとともに、学校給食施設の延べ床面積が基準面積を上回っている場合において、超過面積分の建築工事費を交付対象建築費から除外することなどを明確に示すなどの処置を講ずる必要がある。(過大に算定されている交付額約4億3630万円のうち、東日本大震災関係経費は約2740万円) (156ページ)

② 学校施設環境改善交付金等による大規模改造（老朽）事業の実績報告時における改修比率の再検討について（文部科学省）

地方公共団体において大規模改造（老朽）事業に係る学校施設環境改善交付金等の交付額の算定に当たり、実績報告時に改修比率の再検討を行っておらず、その結果、実際の改修比率と差が生じた改修比率に基づいて交付額を算定している事態が見受けられた。このため、文部科学省において、実績報告時に改修比率を再検討し、交付申請時の改修比率から変動する場合にはこれを実績報告書に反映させることとするなどの処置を講じた。(実績報告時に改修比率の再検討が行われていなかった大規模改造（老朽）事業において実際の改修比率と差が生じた改修比率に基づき算定したことにより生じた交付金交付額の開差額約1億6230万円のうち、東日本大震災関係経費は約8570万円) (184ページ)

③ 生活福祉資金貸付事業の実施のために保有されている資金の規模等について（厚生労働省）

低所得世帯等の経済的自立等を目的に都道府県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付事業について、同協議会における保有資金の額が貸付事業の運営に必要な額を上回る状況となっているのに、保有資金の額が適正な規模となっているかについての判断基準等がなく、また、保有資金の額が適正な規模ではないと認められる場合に国庫補助金相当額の一部を返還させることができない事態が見受けられた。このため、厚生労働省において、保有資金の額についての判断基準を作成等するとともに、保有資金の額が適正な規模を上回っていると認められる場合に国庫補助金相当額の一部について返還等の措置を講ずることができるよう、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うなどする必要がある。(東日本大震災に係る特例貸付分を含む保有資金のうち、会計検査院の試算の結果、適正な規模を上回っていると認められる額に係る国庫補助金相当額約272億2780万円) (267ページ)

④ 森林における除染等実証事業により実施された除染等に係る費用の関係原子力事業者への求償について（農林水産省）

森林における除染等実証事業により実施された除染等に係る費用について、特措法除染等の実施に要した費用として関係原子力事業者に対して求償を行うべきであったにもかかわらず、求償を行うために必要な契約関係書類を準備して関係原子力事業者である東京電力に送付するなどの求償に係る事務を全く行っていない。このため、林野庁は、求償を行うために必要な契約関係書類を準備して東京電力に送付するなどの求償に係る事務を行った。そして、特措法除染等の実施に要した費用の求償に係る具体的な事務手続等を定めることにより必要な体制を整備するとともに、特措法除染等の対象となる国有林を管轄する東北、関東両森林管理局に対して周知徹底を図るなどの処置を講じた。(除染等実証事業の委託契約に係る支払額のうち求償を行っていない額約2億4340万円) (391ページ)

⑤ 都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの整備について (国土交通省)

防災情報通信ネットワークの整備として整備した防災行政無線の設備について、27市区町において、耐震性が確保されていない建物等に設置されているなどして、地震発生時に有効に機能しないおそれがある事態が見受けられた。したがって、国土交通省において、27市区町に対して、防災行政無線の設備のうち耐震性が確保されていない建物等に設置されている設備について、地震発生時に有効に機能させるために、耐震診断、設備の移設等の各設備に応じた必要な措置を講ずるための計画を策定させること、また、地方公共団体等に対して、防災情報通信ネットワークを地震発生時に有効に機能させるために、その設備の設置場所に係る耐震性を確保しなければならないことを周知する処置を講ずる必要がある。(耐震性が確保されていない建物等に設置された防災行政無線の設備に係る東日本大震災関係経費を含む交付金等相当額2億4040万円(指摘金額)、耐震性が確保されていない建物等に設置されている親局から防災情報を受信する屋外拡声子局等設備に係る東日本大震災関係経費を含む交付金等相当額約11億2550万円(背景金額)) (467ページ)

⑥ 炭素繊維シートを用いた橋りょう等の補強等工事の設計について (国土交通省)

国土交通省が直轄事業又は国庫補助事業として実施している炭素繊維シートを用いた橋りょう等の補強等工事について、設計及び施工の指針等において標準とされているシートの種類、シート1㎡当たりの炭素繊維の重量及びシートの接着層数を画一的に用いてシートを選定していたなどのため、経済的なシートの種類等の組合せとなっていない事態が見受けられた。このため、国土交通省は、シート接着工の設計に当たり、設計及び施工の指針等を参考とする場合には、これらを画一的に用いることのないよう留意することなどについて周知するなどして、シートの種類等が経済的な組合せとなるよう処置を講じた。(低減できたシー

トの接着工費の積算額のうち、東日本大震災関係経費に係る国庫補助金等相当額は約10万円)

(503ページ)

⑦ 新聞参考掲載業務の発注について (国土交通省)

簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式により建設コンサルタント業務等を発注しようとする場合の手続開始の公示に当たり、国土交通本省等が、継続する必要性が乏しい日刊業界紙への参考掲載をホームページ等による公示に併せて行うこととしていたことなどにより、地方整備局等が日刊業界紙に参考掲載する業務の発注を継続し、多額の費用を支払っていた。このため、国土交通省において、通達を改正して、ホームページ等による公示のみにより手続開始の公示を行うこととするとともに、地方整備局等に事務連絡を发出して建設コンサルタント等にも周知徹底を図ることとした上で、29年4月以降は新聞参考掲載業務の発注を行わないこととする処置を講じた。(継続する必要性が乏しかった日刊業界紙への参考掲載に係る支払額約7億2370万円 (東日本大震災関係経費を含む。))

(507ページ)

⑧ 官庁営繕事業において入札不成立となった営繕工事の発注について (国土交通省)

官庁営繕事業において入札不成立となった営繕工事について、追加工事のように既契約工事を完成させるために必要となる工事ではなく、個別の契約の内容に照らして、契約の同一性を失わない範囲での変更とは認められないものであるのに、当該営繕工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加していた。このため、国土交通省において、通達を発して、既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加してはならないことを明確かつ具体的に示すとともに、入札不成立となった営繕工事を会計法令に従い適切に発注するための方策を具体的に示すことにより、営繕工事の発注を適切に行うための処置を講じた。(既契約工事の施工に関連性のない工事を既契約工事の設計変更及び契約変更により事後的に追加していた契約に係る変更額約2億4950万円 (東日本大震災関係経費を含む。))

(510ページ)

⑨ 道路の復旧を伴う下水道の函渠埋設<sup>かんきょ</sup>工事の設計について (国土交通省)

道路の復旧を伴う下水道の函渠埋設工事の実施に当たり、開削前と同じ舗装厚又は道路管理者が定めた基準に基づいた舗装厚が確保されない設計を行う場合において、路面の機能を損なわないようにするための措置に関して道路管理者と協議を十分に実施することを明確に示していなかったことなどのため、道路の安全かつ円滑な交通が確保されていないなどのおそれがある状況となっていた。(安全かつ円滑な交通が確保されていないなどのおそれがある

る道路延長に係る工事費相当額のうち、東日本大震災関係経費に係る交付金相当額約240万円)  
(513ページ)

⑩ 除染事業等における仮置場の整備について（環境省）

環境省において、除染仮置場の設計に当たり、基礎地盤の沈下を考慮せずに集水勾配を決定して、基礎地盤の沈下量の最大想定値に基づく集水勾配が逆勾配となり浸出水の集水を適切に行えず、浸出水の放射性物質濃度を測定することができなくなるおそれがあるなどの事態、除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵の設計に当たり、設計基準がなく、現地の状況を踏まえた設計風速及び安全率を用いて設計を行っていない事態が見受けられた。したがって、環境省において、上載荷重等により生ずるおそれのある基礎地盤の沈下を考慮した設計方法等を策定するとともに、沈下が見受けられた際の対応について検討を行い、その方策を定めるとともに、囲い柵に作用する設計風速、安全率等について検討し、現地の状況を踏まえた設計基準を策定し、策定した設計基準に基づき安定計算を行い必要な措置を講ずる必要がある。（基礎底面の集水勾配が逆勾配となるなどのおそれがある除染仮置場の造成に係る工事費相当額並びに安定計算結果に大きな影響が生ずる状況となっていた除染仮置場及び廃棄物仮置場の囲い柵の設置に係る工事費相当額約46億7220万円）  
(548ページ)

⑪ 防衛装備品等の調達における治工具等取得費及び技術移転費の予定価格の算定について（防衛省）

装備施設本部（平成27年10月1日以降は防衛装備庁）及び陸上自衛隊補給統制本部（以下「補給統制本部」という。）において識別機治工具価額が加工費率の算定の対象に含まれているのに治工具等割掛費を直接材料費として予定価格に計上していたり、補給統制本部において製造見込台数を超える台数分の技術移転割掛費を直接材料費として予定価格に計上していたりしていた事態が見受けられた。このため、装備施設本部及び陸上幕僚監部は通知を発するなどして、防衛装備品等の調達に当たり、加工費率の算定の対象に含まれている治工具等取得費や製造見込台数を超える台数分の技術移転割掛費を計上しないことにより、予定価格の算定を適切なものとするよう処置を講じた。（このうち、東日本大震災関係経費は装備施設本部の契約に係る約280万円）  
(590ページ)

(2) 平成24年度から26年度までの検査報告の省庁等別件名一覧

年度	省庁等名	件名(事項等、検査報告参照ページ)
平成 24	復興庁	自動車運行管理業務請負契約に係る予定価格の積算に当たり、労務単価の適用を誤るなどしていたため、支払額が割高となっていたもの(不当、70ページ)
	総務省	震災復興特別交付税の額の算定に当たり、一般単独災害復旧経費の算定対象となる経費の確認を適切に行うなどして、その算定が適切に行われるよう是正改善の処置を求めたもの(34処置、84ページ)
	法務省	刑事施設等における防災用移動式炊事機器の整備に当たり、配置する台数を施設の規模等に応じたものとするにより、災害時に必要とされる施設において有効に活用されるよう適宜の処置を要求したもの(34処置、108ページ)
	文部科学省	私立大学等経常費補助金が過大に交付されていたもの(不当、168ページ)
		東日本大震災からの復旧・復興を担う専門人材育成支援事業により開発された教育プログラム等の成果物が被災地で有効に活用されるよう改善の処置を要求したもの(36処置、198ページ)
	農林水産省	森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、他の受託業務等に係るレーザ計測の経費を含めるなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(不当、364ページ)
		水産関係資金無利子化事業において、借受者による造船代金等の支払時期に応じて資金を適切に払い出すことにより利子助成金交付額を節減するよう改善させたもの(処置済、444ページ)
	国土交通省	地籍調査費負担金の対象経費に、交付対象とならない経費を含めていたもの(不当、501ページ)
	防衛省	航空ヘルメット等の調達要求に当たり、個人装備品としての貸与状況や搭乗員の定員数と現員数の比率等を考慮することにより、適切な調達所要量を算定するよう改善させたもの(処置済、620ページ)
		駐屯地等における津波対策を実施するに当たり、津波対策指針を速やかに策定するための方策及び優先順位付けを踏まえた津波対策を実施するための方策を講じたり、津波の浸水深さなどの設定方法及び津波対策を実施する防衛施設の範囲等を示すなどその実施のための具体的な方策を明確にしたりして、より効果的な津波対策を実施することができるよう改善させたもの(処置済、623ページ)
独立行政法人放射線医学総合研究所	放射線に関する正確な知識を普及するために制作されたビデオ映像が、契約の内容に適合しておらず、制作の目的を達していなかったもの(不当、689ページ)	
独立行政法人農畜産業振興機構	肉用牛肥育経営緊急支援事業における未返還の支援金相当額について、返還が速やかに行われるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの(34処置、701ページ)	

年度	省庁等名	件名(事項等、検査報告参照ページ)
24	国立大学法人 東北大学	災害復旧事業により購入するなどした研究設備について、各研究室等が講じた地震対策の実施状況を十分に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法等を整理した指針を策定するなど、全学として地震対策を講ずる体制を整備するよう意見を表示したもの(36意見、835ページ)
		(国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告)
		東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について(国土交通省及び農林水産省、874ページ)
		東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について(国土交通省、899ページ)
		東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について(環境省、933ページ)
		公共建築物における耐震化対策等の状況について(16府省等、969ページ)
		公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について(国土交通省及び農林水産省、980ページ)
		東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況について(5府省庁、独立行政法人原子力安全基盤機構、原子力損害賠償支援機構、東京電力株式会社、992ページ)
		(特定検査対象に関する検査状況)
		東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について(環境省、1075ページ)
25	内閣府(警察庁)	分庁舎等の解体撤去工事の施行に当たり、処分費等の積算を誤ったため、契約額が割高となっていたもの(不当、84ページ)
	総務省	防災情報通信基盤整備事業等の実施について、関係機関との調整や文書化した運用マニュアルの整備を行うことなどにより、災害時において不必要な重複を生ずることなく、防災システムの機能を十分活用し迅速な対応を行うことができることとなるよう指導するとともに、今後の同種事業の実施に当たり、参考となるような情報の提供や指導を行うなど事業主体への支援を十分に行うことにより、事業が効率的、効果的に実施されることとなるよう改善の処置を要求したもの(36処置、107ページ)
	文部科学省	私立学校施設整備費補助金(防災機能強化施設整備事業)が過大に交付されていたもの(不当、196ページ)
		私立学校施設整備費補助金(防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの(不当、197ページ)
	私立学校施設の耐震補強事業において、補助の対象とならない備品の設置等に係る経費を補助対象経費に含めないことなどにより補助金の交付額の算定を適切に行うよう是正改善の処置を求め、及び補助対象工事の範囲を明確にすることにより耐震補強事業が効率的に実施されるよう改善の処置を要求したもの(34処置・36処置、209ページ)	

年度	省庁等名	件名(事項等、検査報告参照ページ)
25	文部科学省	学校施設環境改善交付金等の交付額の算定において、公立学校施設以外の施設は交付対象にならないことを周知徹底するなどするよう是正改善の処置を求め、及び法令適合工事等に係る実績報告時の交付対象工事費の減額を配分基礎額に反映させたり、交付対象工事費の上限額を実績報告時にも適用したりすることを明確に定めるよう改善の処置を要求したもの(34処置・36処置、216ページ)
	厚生労働省	緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を補助の目的外に使用していたもの(不当、284ページ)
	農林水産省	森林域における放射性物質流出抑制対策調査に係る委託事業の実施に当たり、航空機の運航時間に運航していない時間を含めてレーザ計測の経費を算定するなどして委託費を支払っていたため、委託費の支払額が過大となっていたもの(不当、374ページ)
		保証保険資金等緊急支援事業により代位弁済に要する経費の一部が助成された当該代位弁済に係る回収金について、国庫補助金相当額及び交付金相当額を適時適切に国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの(36処置、466ページ)
		東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの(処置済、470ページ)
		農林水産本省等が直接、事業主体に補助金等を交付する直接採択事業の実施において、事業主体から納入業者等への事業費の支払が速やかに完了するよう改善させたもの(処置済、476ページ)
		森林整備事業等における間伐等の実施に当たり、集約化施策が可能な施業地を適切に選定できるよう施業地の選定基準を具体的に示すことなどにより、集約化施策等が適切に実施されるよう改善させたもの(処置済、490ページ)
		国営土地改良事業に係るパイプライン工事の実施に当たり、基礎材として再生砕石の利用を一層促進することにより、環境に配慮しつつ経済的な設計を行えるよう改善させたもの(処置済、493ページ)
	経済産業省	監視システムの整備に当たり補助率の適用を誤ったため、補助金が過大に交付されていたもの(不当、518ページ)
	国土交通省	防災のための集団移転促進事業で整備する住宅団地の宅地について、移転者の意向の変化等を適時適切に把握するとともに、その状況に応じて事業規模を縮小するなどの措置を講ずるよう市町村に周知するよう意見を表示したもの(36意見、603ページ)
		道路管理データベースシステムに登録する道路施設の諸元等の基本データについて、登録されていない状態を計画的に解消するよう改善の処置を要求したもの(36処置、610ページ)
環境省	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金により実施した事業において、工事の設計が適切でなかったもの(不当、658ページ)	

年度	省庁等名	件名(事項等、検査報告参照ページ)
25	防衛省	防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう意見を表示したもの(36意見、692ページ)
		大規模災害等に備えて調達した携帯無線機について、無線局の開設等に必要な手続を速やかに行い、運用を開始できるよう改善させたもの(処置済、713ページ)
	株式会社日本政策金融公庫	東日本大震災復興特別貸付における低利貸付の実施に当たり、低利適用限度額を超えて低利貸付が行われている貸付けに係る差額利息を徴求するよう適宜の処置を要求し、同様の貸付けを実施している他の融資機関との間で協定等を締結することなどにより、低利貸付が適正に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの(34処置、734ページ)
	独立行政法人海洋研究開発機構	海洋の調査・観測を実施するための船舶の建造契約について、詳細な資料を徴するなどして予定価格の算定の基礎となる見積りの妥当性を確認できるようにするとともに、建造に要した工数等に基づく費用を把握できる旨の条項を契約書等に定めるなどして知見を蓄積することにより、予定価格を適切に算定することができるよう改善させたもの(処置済、877ページ)
	株式会社商工組合中央金庫	東日本大震災災害復旧資金の貸付けにおける利子補給の実施に当たり、同様の貸付けを実施している他の融資機関との間で協定等を締結することなどにより、利子補給が適正に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの(34処置、920ページ)
	(国会及び内閣に対する報告)	
	復興木材安定供給等対策の実施状況等について(農林水産省、1000ページ)	
	(特定検査対象に関する検査状況)	
	東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理について(環境省、1124ページ)	
	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により発生した指定廃棄物の一時保管及び処理の状況等について(環境省、1137ページ)	
26	内閣府(内閣府本府)	東日本大震災復興特別会計に納付させるべき基金の残額等を一般会計に誤って納付させていて、会計法令に違反していたもの(不当、59ページ)
	総務省	震災復興特別交付税の額の算定について、震災復興特別交付税の精算等が適切に行われるよう是正改善の処置を求め、及び現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額についてその解消が図られるよう意見を表示したもの(34処置・36意見、83ページ)

年度	省庁等名	件名(事項等、検査報告参照ページ)
26	総務省	消防救急デジタル無線施設の整備事業の実施に当たり、市町村における通常の消防救急業務の通信や緊急消防援助隊における大規模災害等の際の広域通信に使用する共用施設等について、補助対象事業費の算定に関する具体的な取扱いを定めるよう意見を表示したもの(36意見、91ページ)
	外務省	拠出を必要とする額を邦貨で算定した上で国際機関等に対して拠出金を拠出する場合、当該国際機関等との間で拠出金額を邦貨で伝達し、要請を受けることとする事務手続を定めることにより、拠出を必要とする額を過不足なく拠出するよう改善させたもの(処置済、123ページ)
	厚生労働省	緊急雇用創出事業臨時特例交付金及びふるさと雇用再生特別交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を補助の目的外に使用していたもの(不当、237ページ)
		緊急雇用創出事業の実施に必要な機器等をリースにより調達し、当該機器等を事業終了後も継続して使用することが見込まれる場合において、合理的な基準に基づいてリース期間を設定することを実施要領に明示することなどにより、同事業の対象経費となる機器等のリース料が適切に算定されるよう改善させたもの(処置済、323ページ)
	農林水産省	研究に関する委託事業終了後受託者等に取得物品を引き続き使用させるに当たり、継続使用の承諾の手続を適切に行うなどするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに継続使用させる取得物品の使用状況を定期的に把握するなどの取得物品の管理を適切に行うための体制を整備するよう改善の処置を要求したものの(34処置・36処置、377ページ)
		配合飼料価格安定対策事業の実施に当たり、異常補填積立金の納付を確約させる措置を執ったり、補助金勘定における運用益等を区分経理の趣旨を踏まえて活用するための要件等を定めたりすることにより、配合飼料価格安定対策費補助金等が異常補填交付金の財源として適切に管理され、有効に活用できるよう改善させたもの(処置済、391ページ)
		除塩事業の実施に当たり、降雨等の影響により塩分濃度の低下が見込まれる場合には、除塩作業の実施前に塩分濃度を再測定して除塩作業の必要性を検討するよう改善させたもの(処置済、408ページ)
	経済産業省	自家発電設備導入促進事業の補助対象事業費に、補助事業期間終了後に購入した燃料費を含めるなどしていたもの(不当、427ページ)
		自家発電設備導入促進事業の補助対象事業費の算定に当たり、電気の供給量を誤って転記したため、補助対象事業費を過大に精算していたもの(不当、428ページ)

年度	省庁等名	件名(事項等、検査報告参照ページ)
26	経済産業省	自家発電設備導入促進事業等について、事業効果について改めて検証を行うとともに、将来電力需給のひっ迫等に対する緊急措置的な事業を実施する場合に備えて、事業効果を把握して検証する方法についての知見を蓄積して、これを制度設計に活用する方法を検討するよう意見を表示したもの(36意見、430ページ)
		コンテンツ緊急電子化事業により電子化された書籍のうち配信されていない書籍について、著作権者の許諾を得るようにさせたり、配信するための技術的な修正を完了させたりして、配信が可能な状態にすることにより、電子書籍の流通の促進が図られるよう改善の処置を要求したもの(36処置、439ページ)
	国土交通省	交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの(不当、478ページ)
		防災行政無線の親局等の設備を耐震性が確保されていない建物に設置していたもの(不当、481ページ)
		港湾荷役機械等災害復旧事業において、補助の対象とならない工事の費用を含めていたもの(不当、485ページ)
		国とバス事業者等関係者がより緊密に連携することなどにより、地域公共交通確保維持改善事業においてノンステップバスの導入が促進されるとともに、導入されたノンステップバスが既存のバスターミナルの移動等円滑化の促進等により、その特性をいかして有効に活用されるよう意見を表示したもの(36意見、504ページ)
		国庫補助事業等により実施される工事等において、工事等の実施に直接必要となるものではない保管管理システムのデータ登録に係る費用について、国庫補助金等の対象とならないことを周知することにより、国庫補助金等の交付が適切に行われるよう改善させたもの(処置済、535ページ)
	環境省	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金により実施した事業において、事業の対象とならないなどのもの(不当、567ページ)
		防災拠点施設に設置する蓄電池設備について、耐震設計等に係るガイドライン等を整備して事業主体に周知することなどにより、耐震性を適切に確保するよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求めたもの(34処置、569ページ)
	防衛省	大型破壊機救難消防車(A-MB-3)の調達に当たり、装備施設本部の契約担当官等が受領検査官に対して適切な指示をしなかったため、契約内容に適合した履行が確保されていないのに契約金額の全額を支払っていたもの(不当、586ページ)
		東日本大震災復興特別会計予算により取得する物品について物品管理簿への記録を適切に行うとともに、同特別会計に係る物品増減及び現在額報告書を作成するための基礎となる資料の記載が重要物品の異動の状況等を正確に反映したものとなるよう是正改善の処置を求めたもの(34処置、607ページ)

年度	省庁等名	件名(事項等、検査報告参照ページ)
26	防衛省	防衛装備品のライフサイクルコスト管理の実施に当たって、費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図るために、関係組織が密接に協力する態勢を整備して、ライフサイクルコストの算定及び検証を適切に行い、その結果を適切に活用することができる方策を講ずるよう意見を表示したもの(36意見、612ページ)
		非常用電源施設の整備をより効率的に実施するために、既存自衛隊施設の耐震安全性に関する施設分類等の情報を電力供給対象施設の選定等に活用するよう改善させたもの(処置済、624ページ)
	独立行政法人 日本原子力研 究開発機構	第三者が所有する機械装置等に設置して使用する物品について、購入時に機械装置等に設置する根拠となる契約等を確認したり、外部に持ち出すときなどに実際の保管場所等を明確にしたりすることなどにより、適切に使用し管理できるよう改善させたもの(処置済、772ページ)

(注) 件名欄の( )書き等において、「不当」とは、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、「34処置」「36意見」「36処置」とは、会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項、「処置済」とは会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項、「国会及び内閣に対する報告」とは、会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項、「国会からの検査要請事項に関する報告」とは、国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果、「特定」とは会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況によるものをそれぞれ示している。